

情報通信審議会 情報通信技術分科会
電波利用環境委員会 CISPR I 作業班(第 15 回)

議事要旨

- 1 開催日時：令和 5 年 8 月 25 日（金）16:00～17:15
- 2 開催場所：Web 会議開催 (Cisco Webex)
- 3 出席者（敬称略）

【構成員】秋山主任 (NTT-AT)、堀主任代理 (SONY)、赤澤構成員（パナソニック）、雨宮構成員 (VCCI)、伊藤構成員 (NHK)、長部構成員 (VCCI)、加藤構成員 (REEA)、川脇構成員 (JBMIA)、塩山構成員 (TBS ラジオ)、千代島構成員 (JEITA)、長倉構成員 (JEITA)、永野構成員 (EMCC)、乗本構成員 (KEC)、東山構成員 (NTT ドコモ)、牧本構成員 (JQA)、松本構成員 (NICT)、村上構成員 (JET)

【関係者】島先関係者 (VCCI)、久保田関係者 (TELEC)

【事務局】総務省：今泉電波監視官、郷藤電磁障害係長、木村官

4 議事概要

(1) CISPR I 小委員会 MT 等 国際会議審議結果

秋山主任より資料 15-1-1 に基づき説明が行われた後、千代島構成員から資料について補足が行われた。質疑応答は以下のとおり。

伊藤構成員：資料 15-1-1 の 12 ページに記載の AM 放送の保護比について、これまで 30dB だったものを 40+16dB とする提案が他国よりあった旨が記載されているが、この提案の経緯を詳しく教えていただきたい。また、これを提案しているのはどの国か。

千代島構成員：本提案については EBU から提案されたもの。無変調キャリアに対する追加の保護比として+16dB が必要であるとして報告書が提出され、その報告書を根拠に保護比の修正が要求された。ただ、報告書では受信機のノイズを考慮していないため、実際にはもう少し少なくても良いだろうという意見があった。Wright 委員から、本件は SC-H WG8 において議論され、ITU-R へ質問票を提出している旨の説明があり、質問票の回答は共有されることとなっている。なお、SC-I の MT7、MT8 で議論されている内容については、TR16-4-4 の計算方法は採用しないということになっているので、この値については SC-H での議論に任せることになるかと思う。

伊藤構成員：旧来どおり、30dB として計算するということで宜しいか。

千代島構成員：CD(委員会原案)からは TR 16-4-4 を用いた計算法は全て削除される。

伊藤構成員 : 承知した。

次に、秋山主任より 15-1-2 に基づき説明が行われ、牧本構成員より補足が行われた。質疑応答は以下のとおり。

雨宮構成員 : 項目 4.1 の電話機能の審議に関連し、資料 15-1-2 のマドリード会議の後、TF が開かれたが、そこで 1 点だけ理解いただけていない内容があり、情報共有したい。例えば電波暗室で放射エミッティ試験を通信端末に行う場合、その通信端末の受話器から、1kHz の音声が入り、それは誰でも評価できるかと思う。しかし、通信端末の送話系に乗った変調された妨害波が、通信端末の中で復調されて、相手側に送られてしまう。それが相手側の受話器から出てくると、人間の声で話した時の音声より、遙かに大きいノイズとして出てくる。この内容は Annex G に記載の Audio Output の試験方法として CISPR 35 にも試験法が記載されているが、議論の中で、TF メンバより、スタンドアロンの CD プレイヤなどの Audio Output とは違うのではないかというような意見が突如出てきた。通信の機能が絡むと非常に分かりづらいという事になり、明確化のため、電話機能に関係する Audio Output は全て、Annex H の Telephony Function の項目に入れるということになった。私は従来の CISPR 24, 35 の内容のままでいいと意見したが受け入れられず、妥協して前述の進め方で議論に参加しているが、この問題に詳しい方が自分の他に TF メンバにおらず、正しい議論ができるのか非常に心配している。

秋山主任 : 承知した。新しい Annex の案が出てきた際には、議論に加わらせていただければと思う。

(2) CISPR I 小委員会 総会 対処方針(案)について

秋山主任より資料 15-2 に基づき説明が行われ、承認された。

(3) 電波利用環境委員会 報告書(案)について

秋山主任より資料 15-3-1 及び 15-3-2 に基づき説明が行われ、堀主任代理及び赤澤構成員よりそれぞれエディトリアルな修正が行われた後、承認された。

(4) CISPR 会議 出席者(案)について

秋山主任より資料 15-4 に基づき説明が行われ、承認された。

(5) その他

特段意見なし。

以上